

茨城港内公有水面埋立てに係る環境大臣意見

本埋立ては、隣接する火力発電所から排出される石炭灰等を埋立てするものであり、環境保全に万全を期するため、埋立免許の出願者である茨城県は関係機関と協力して、以下の措置を講ずる必要がある。

1. 石炭灰の最終処分場をより長期的に有効活用する観点から、埋立て開始時から終了時まで恒常的に、石炭灰排出量の1割程度の埋立量を削減することを目指し、以下の措置を講ずること。
 - ① コンパクション工法等による廃棄物の減容化を一層推進すること。
 - ② 新利用技術の実用化や利用分野の拡大に努めるとともに、低灰分炭の使用等による石炭灰の排出抑制を図るよう、隣接する火力発電所の運営事業者に要請すること。
2. 本事業の埋立工事中の水質汚濁防止に十分配慮するとともに、工事前、工事中に加えて工事終了後も含めて、水質監視に万全を期し、かつ必要に応じて保全措置を講ずること。
3. 必要に応じて、埋立面積の算定を再度精査し、面積の縮小等を検討すること。

なお、温暖化対策及びエネルギーの電源構成については現在国の目標や計画の検討が進められている中、隣接する火力発電所の一部については、現在、その立地計画の環境影響評価手続が行われているところである。同発電所の立地計画等を踏まえ、本埋立てについても、今後、計画の見直し又は追加的な環境保全措置等が必要となりうることについて、申し添える。